

令和6年度

長崎市職員採用試験案内

任期付職員（弁護士）

1 受付期間 6月17日(月) まで

※上記期間に応募がない場合は受付期間を延長します。

2 試験日 申込後、別途通知

3 試験職種及び受験資格等

試験職種	受験資格	職務内容	配置予定所属	任期	採用予定数
任期付職員 (弁護士)	弁護士資格を有し、弁護士としての実務経験が3年以上ある人 【必要書類】 ・職務経験報告書 ・司法修習証書の写し	・職員からの業務上の法律相談に対する助言、指導に関すること ・職員の法制執務能力及びコンプライアンス意識向上のための研修等に関すること ・本市条例の制定等に係る法制上の助言、指導に関すること	総務部総務課	3年以内	1名

(注) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当する人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験内容等及び合格発表

(1) 試験内容等

試験種目	試験内容
人物試験	個別面接による試験

※日時、場所等詳しくは、受験申込後にお知らせします。

(2) 合格発表

試験後1週間程度で受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

※合格者の受験番号は、長崎市ホームページにも掲載します。

※試験の合格基準に達しながら、採用内定に至らなかった方については、成績順で「次点候補者名簿」に登録するとともに、通知書を郵送します。(市ホームページには掲載しません。)

5 合格から採用まで


- (1) 採用日は、合格後3か月以内を原則とし、3か月を超える場合は応相談とします。
- (2) 長崎県弁護士会以外の弁護士会に登録されている人は、長崎県弁護士会への登録換えが、また、弁護士登録がない人は、長崎県弁護士会への登録が必要になります。なお、弁護士会会費等は自己負担となります。
- (3) 「次点候補者名簿」登載者については、次のような場合に採用内定の通知を行います。
 - ア 採用内定の辞退があり、追加の採用が必要となったとき
 - イ 年度途中における職員の退職等があり、追加の採用が必要となったとき
- (4) 次点候補者名簿の有効期間は、最終結果発表の日から1年間です。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 長崎市職員としての採用辞令を交付されるまでの間に、地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当するに至った場合は、合格を取り消します。
- (7) 受験申込書等の提出書類の記載内容又は人物試験の口述内容に虚偽があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (8) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他長崎市職員として必要な適格性を欠くこととなった場合は、合格を取り消すことがあります。

6 給与その他勤務条件（令和6年4月1日現在）

- (1) 年 収 等 約830万円（給料月額 477,000円）、課長相当職
- (2) そ の 他 特定任期付職員業績手当（給料月額相当）、地域手当、通勤手当、期末手当、退職手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (3) 勤務時間 週38時間45分勤務
- (4) 休 暇 年次休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業等を取得できます。
- (5) 服 務 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在の弁護士業務を停止等していただく必要があります。
- (6) そ の 他 共済（健康保険等）は、長崎県市町村職員共済組合への加入となり、災害補償は、地方公務員災害補償法が適用されることとなります。

7 受験手続

受 付 期 間	<p>6月17日（月）まで ※応募がない場合は受付期間を延長します。</p> <p>電子申請により受験手続を行ってください。</p> <p>（電子申請ができる環境にない場合のみ紙媒体による申請も受け付けます。）</p>
---------	---

申 込	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">電子申請</div>
	<p>(1) <u>長崎市電子申請サービス（オンライン）を利用して申し込みください。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>申請完了前に入力内容を必ず確認してください。</p> </div> <p>☞電子申請はこちら</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3075</p> <p>※紙媒体による申請の場合</p> <p>(1) <u>①申込書（写真 1 枚貼付） ②職務経歴報告書 ③「3 試験職種及び受験資格等」に記載の提出書類を総務部人事課へ提出してください。</u></p> <p>(2) 申込書を郵送される方は、封筒の表に「<u>弁護士試験申込</u>」と朱書きし、(1) の ① ～ ③を同封のうえ<u>特定記録郵便又は簡易書留扱い</u>にして郵送してください。</p> <p><u>※郵送先：〒850-8685 長崎市総務部人事課（住所記載不要）</u></p> <hr/> <p>【留意事項】</p> <p>(1) 受験番号を後日メールにて通知します。</p> <p style="padding-left: 20px;">※「@city.nagasaki.lg.jp」のドメインから送付されるメールが受信できるようにしてください。</p> <p style="padding-left: 20px;">※電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いかねます。</p> <p>(2) 受験票の発行・作成の必要はありません。</p>

8 受験するうえでの注意事項

弁護士事務所に所属している方は、受験を行う旨を事前に事務所に説明する等の配慮をしてください。

9 問い合わせ先

長崎市総務部人事課 〒850-8685 長崎市魚の町4-1（市役所9階）

☎095-829-1119（直通）

✉saiyou@city.nagasaki.lg.jp